

福島県地域福祉支援計画の見直しのポイントについて

令和 8 年 9 月 1 1 日

福島県社会福祉課

1 見直しの背景

【社会福祉法等の改正概要】

(1) 令和 6 年 4 月 1 日施行 孤独・孤立対策推進法（参考）

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定。

ア 孤独・孤立対策の重点計画の作成

イ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発

ウ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進

エ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進

オ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上

カ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援

キ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

(2) 令和 9 年 4 月施行 社会福祉法（参考）

① 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

ア 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

イ 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

ウ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

エ 成年後見制度等の適切な利用の支援

オ 有料老人ホーム制度の見直し

カ 介護保険事業（支援）計画の見直し

② 福祉人材の安定的な確保および定着支援

ア 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

イ 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

ウ ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

③ 支援基盤の強化等

ア 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

イ 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

2 福島県地域福祉支援計画骨子の新旧対照表

別紙「資料 1-4」のとおり。

3 計画素案のポイント

(1) 基本理念

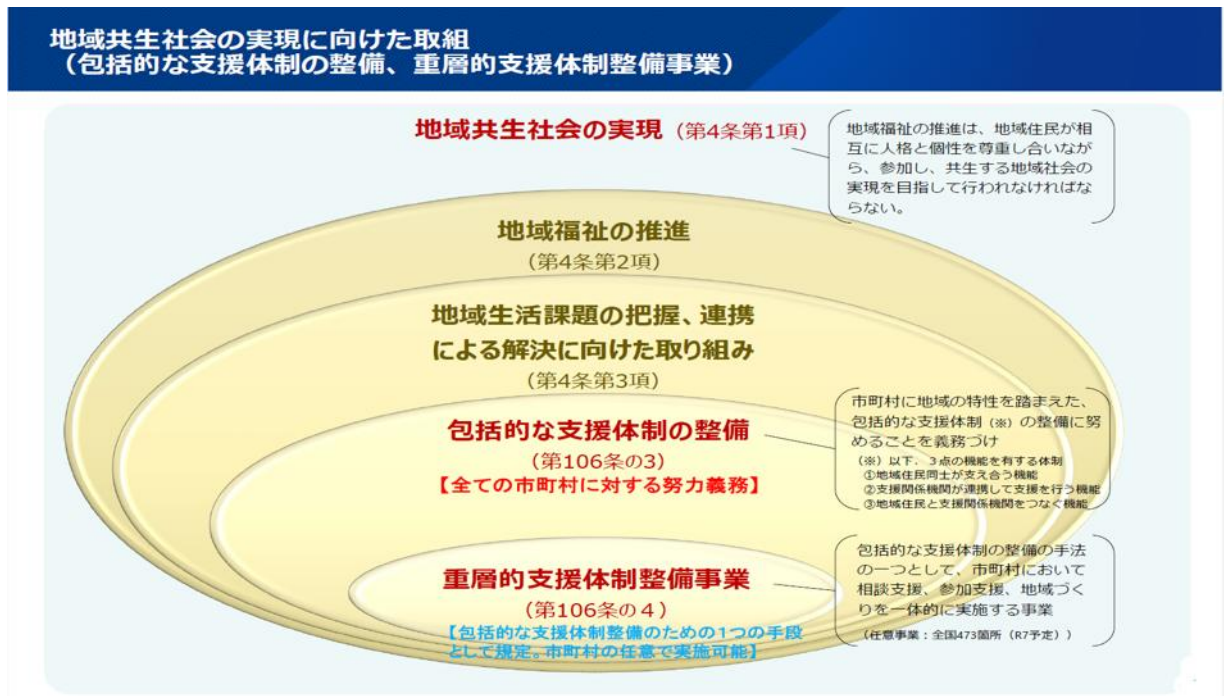
「福祉分野を超えた連携・協働、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現」

高齢化や人口減少が進み、世帯構造が大きく変化し、地域社会における生活課題は複雑化・複合化し従来の福祉の枠組みでは対応しきれない制度の狭間の課題が顕在化している。

そのため、本計画では、上記を基本理念とし、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会と、社会経済活動の基盤として人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的发展が期待できる地域社会の2つの視点からなる「地域共生社会」の実現を目指す。

また、基本理念の実現のため、7つの基本方針と32の施策を掲げている。

地域共生社会のイメージ



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



(2) 施策等（主な見直し及び概要）

第4章2の（4）に対応 p33 **新規**

「生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備」の見直し

・「生活福祉資金の貸し付け等を通じた生活困窮者への支援」を追加

低所得者、障がい者又は高齢者が安定した生活を送れるよう、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、「生活福祉資金貸付制度」の適切な運用を促進する旨を記載。

第4章2の（8）に対応 p36

「自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援」の見直し

令和7年6月に「自殺対策基本法」が改正され、社会全体でこどもに係る自殺対策に取り組むことが明記され、こども・若者の自殺防止のための支援の強化が求められている。本県においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、相談支援体制の整備や人材育成、自殺対策に関する民間団体の活動支援等により、自殺者数の減少を図る旨を記載。

第4章2の（9）に対応 p36

「判断能力に不安がある人への権利擁護支援及び成年後見制度に関する担い手の育成・活動支援」へ見直し

市町村、地域の関係者・関係機関と協働し、後見人等の担い手の確保・育成等を推進するため、法人後見実施団体養成研修や市町村による市民後見人養成への支援等を行う旨を記載。

第 4 章 4 の (3) に対応 p46**「児童福祉人材の確保について」の見直し**

保育の質の向上、待機児童の解消に向け、安定的な保育人材、放課後児童クラブの人材確保、人材育成を推進するとともに、保育所等で働く職員の処遇改善に取り組むことについて記載する。また、配慮を要する児童や地域の多様なニーズに応えるため子育て施策の一層の充実を図ることを記載。

第 4 章 6 の (3) に対応 p56**「包括的支援体制整備事業への支援」へ見直し**

社会福祉法が改正され、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充等による、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援の確保を目指すこととされた旨を記載。

第 4 章 6 の (4) に対応 p56 新規**「孤独・孤立対策の推進」の追加**

誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい現在、孤独・孤立対策を推進することで関係団体との広域的なネットワークを構築し、連携・協働する意識の醸成を図ることが必要である。そのため、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さないふくしま」を目指し、市町村及び NPO 等と連携しながら孤独・孤立対策に関する施策を総合的に進める旨を記載。

第 4 章 7 の (2) に対応 p57**「災害時を想定した要配慮者の支援体制」の見直し**

令和 3 年 5 月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった。それにより、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう、市町村における避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成及び関係機関との情報共有や連携強化の取組を支援する旨を記載。

また、近年、災害ケースマネジメントの取組が重要視されていることから、大規模災害時等における災害ケースマネジメントの実施体制の整備や災害ケースマネジメントに係る知見の収集及び普及、災害ケースマネジメントに係る人材育成を推進する旨を記載。

(3) 計画期間

関係計画との整合性を図るよう、令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間とする。